

平成
28年度

扶養状況調査(検認)のお知らせ

本年度は、地方公務員等共済組合法に基づき扶養状況調査(以下「検認」という。)を実施し、被扶養者の皆さまが、現在も被扶養者の要件を備えているかを確認させていただきます。

この検認は、被扶養者の継続認定を行うための必要な手続きとなりますので、提出書類等早目に用意いただくとともに、検認についてご理解とご協力をお願いいたします。

なお、検認の詳細については、6月号でお知らせいたしますが、今月号では主な内容を掲載いたします。



1 調査対象者

平成28年4月1日現在18歳以上75歳未満で、平成28年7月1日現在認定されている方全員が対象となります。

※ただし、認定年月日が平成28年4月1日以降の方は除きます。

2 調査対象期間

平成26年7月1日～平成28年6月30日

※調査方法等の実施に関する詳細は、皆さまのお勤め先の共済事務担当課を通じて、別途お知らせいたします。

3 調査する事項

- 収入がある者……………収入金額の確認
- 別居している者……………毎月の送金(仕送り)確認
同居者の確認
- 稼働能力がある者………稼働できない理由の確認
- その他……………認定状況により確認いたします。

4 調査に必要な書類

状況等に合わせて添付書類が必要となりますので、次の書類は普段から大切に保管しておいてください。

- 給与明細書
- 確定申告書(控)……………収支内訳書も含みます
- 年金決定・改定通知書
- 公的機関各種届出(開業届・廃業届)
- 各種手当金や給付金の送金通知書
- 仕送り状況が確認できる振込明細書等

なお、その他にも収入状況や仕送り状況等が確認できるものがありましたら、併せて大切に保管しておいてください。

5 認定取消の取扱い

検認により被扶養者の資格が認められない場合には、取消事由の発生日に遡り「被扶養者取消申告書」を提出していただきます。

なお、今回の検認では、調査票や確認書類を提出されない場合は、組合員の収入による生計維持の確認ができないため、平成26年7月1日に遡り認定取消となりますので、提出もれにご注意ください。

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306